

沖縄市在住の
保護者さまへ

令和6年度

沖縄市学校給食費助成のお知らせ



沖縄市では給食費の助成があります。

条件は・・・

- ◆沖縄市在住であること。
- ◆同一世帯※の**沖縄市立小中学校に在籍する児童生徒の内、第3子以降**の児童生徒が対象。
- ◆生活保護、準要保護を受給していないこと。

※「同一世帯」とは同じ住所(住民登録)で生計を共にしている世帯をいいます。

家族であっても住所が異なっている場合は「別世帯」となります。

※認定後、年度途中に上記の条件を満たさなくなった場合は、助成金の認定取消となり、**保護者負担**となります。

必要なもの

- ◆**申請書、1枚**（学校事務室または給食センターホームページで配布しています。
住所、お名前、生年月日等、簡単な内容です。）

- ◆提出先：**第3子の在学する学校事務室**



受付期間：令和6年3月1日(金)～令和7年2月10日(月)

注目!

当初受付期間：令和6年3月1日(金)～4月30日(火)

この期間に申請されますと、4月分の給食費から助成されます。

5月1日以降に申請された場合は提出した日の翌月からの助成となり、助成期間が短くなりますので、この期間に申請されることをおすすめします！

- ◆**申請は毎年度必要です。**

(令和5年度に申請した方も再度申請してください。)

- ◇3～4月に申請された方の認定結果は、7月上旬頃、申請者へ通知致します。
- ◇5月以降の申請は、申請受付日の翌月からの認定となります。
- ◇助成金は、給食センターに直接振り込まれます。

申請漏れの無いよう
お願いします。

-お問合せ-

沖縄市立学校給食センター

☎ 098-929-4776

～ 対象となる場合、ならない場合 ～

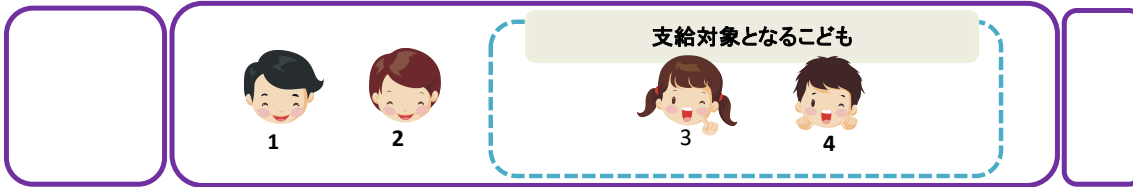
◎ 対象となる例

例① 沖縄市立小・中学校に通う児童生徒の内、3人目以降の子

高校等

沖縄市立小・中学校に在学

幼



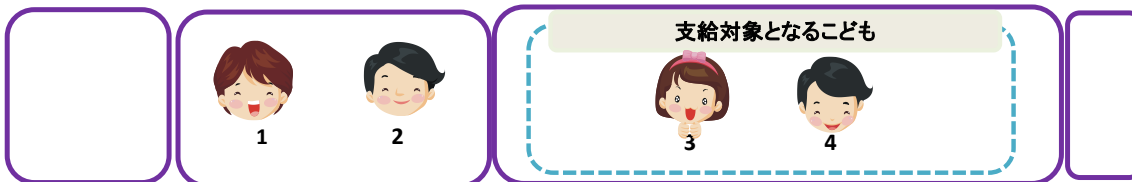
例② 1、2番目の児童生徒が特別支援学校や私立学校等に通っていても
3人目以降の子が沖縄市立小・中学校に通っている場合は対象

高校等

特別支援学校又は私立学校等

沖縄市立小・中学校に在学

幼



× 対象とならない例

例③④ 小・中学校に通う児童生徒以外の子を含めて3人の場合

③ 高校等

小・中学校に在学

幼



④ 高校等

小・中学校に在学

幼

